

高額な介護費…軽減できる仕組み・制度を知っていますか？

もともと「1割負担」で始まった介護保険ですが、所得の高い高齢者から、その負担がじわじわと拡大中。私たちが知っておくべき現状と、その対策をお伝えします。

介護保険関連の改正法が5月26日に成立しました。今回の改正の柱は、所得の高い高齢者の介護サービス利用料を、現行の「2割負担」から「3割負担」に引き上げることです。

これは 来年8月から実施されます。介護保険制度は 平成12年に「1割の自己負担」で介護サービスを利用できる公的保険として始まりました。

そんな中、平成27年8月から「2割負担」が導入され、年金収入だけで280万円以上ある比較的所得の高い方などが対象で、介護保険加入者の約20%にあたります。

それから2年で、今度は「3割負担」の導入が決まりました。対象は年金収入だけの単身世帯で344万円以上など「現役並みの収入」の方で、約12万人の人が該当します。

Aさんが、介護保険を要介護5の限度額いっぱいまで利用したとします。支払いは1割負担の時は約36,000円でした。これが2割負担になって約72,000円。更に3割の負担になると約108,000円になります。いくら所得が高くても、3割負担は厳しくなります。



高額介護サービス費制度を知っていますか？

実は「高額介護サービス費制度」という、費用負担を抑える仕組みがあります。これは介護サービスの利用料に一定の限度額を設け、それを超えた分は返金される制度です。収入によって5つの区分があり、それぞれの限度額が決まっています。先ほどのAさんの場合、月の限度額は44,400円。とすると、現在の2割負担でも限度額を超えていますから、返金を受け取れます。3割負担になっても 高額介護サービス費制度の限度額は同じなので、毎月の自己負担額は変わりません。

また、高額介護サービス費制度は、同じ世帯であれば合算ができます。高齢の夫婦世帯などはありがたい制度ですから覚えておきましょう。 ※高額介護サービス費制度の利用には申請が必要です。

今年から費用負担がさらに拡大…?!

高額介護サービス費制度の限度額は、今年の8月から一部引き上げられます。引き上げの対象は、住民税が課税（年金のみの収入で280万円以上など）されていて、単身世帯で年収383万円未満などが対象です。

月の限度額は37,200円から、44,400円に上がります。

毎月の負担が7,200円増えると、対策が必要な人もいるでしょう。ただ、介護サービスを減らすと生活が維持できなくなることもあります。不安に思うことがあれば お近くの自治体へお問合せ・ご相談してください。





全員 無事 避難
できました！

煙を吸わない
ようにするのね

スプリンクラーも設備済みです

消防避難訓練 消火訓練 実施！

ケアホーム希望では平成31年4月より
設置義務となる自動火災報知設備を
一昨年に設置が完了しています



点検もして
おこなきゃダメだよ！



普段からの訓練が
大切だね！



通報と
初期消火が大事



避難完了！

6月初旬、『ケアホーム希望』に設置している自動火災報知装置の誤作動により、消防車8台
が出動する騒ぎとなり、ご近所の皆様にはご心配をお掛けし申し訳ありませんでした。
誤作動ではありましたが、消防隊員の皆さんの迅速かつ丁寧な対応に感謝いたします。